2010年3月11日 (平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度運営審議会会長 畠山 鬨之

子ども手当の受給申請の受付,認定及び支払業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2010年2月25日付けで諮問(第434号)された子ども手当の受給申請の受付,認定及び支払業務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び条例第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外ものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

国では、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的として、平成22年4月1日より、子ども手当(以下、手当という。)を支給する予定である。制度の概要としては、中学校修了までの子ども一人につき、月額13、000円(所得制限なし)をその養育者に支給するもので、支払月については、平成22年は6月、10月、また、平成23年については2月、6月を予定している。現在児童手当を受給している方については申請免除等の経過措置を設ける中で、手当の申請、支給等の事務については、市区町村で行うものとしており、年度内の法案の成立に向けた準備が進められているところである。

この事務の実施にあたり、手当の対象者を把握し、申請受付から手当の支給 までの事務処理を円滑に行うため、「(4)利用する個人情報の項目」の情報 が必要となる。

また,国からは制度の目的からも,迅速かつ正確な支給事務を求められており,コンピュータによる処理が必要であると考える。

そこで今回は、①手当の事務処理に必要な情報については、子育て支援課が本人以外のもの(市民窓口センター)から収集する必要があること、②事務処理についてはコンピュータ処理による必要があることについて諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

手当の経過措置として、児童手当を受給している者、約22,000世帯については、申請免除となる予定であるが、新規該当者約15,000世帯については、新たに申請が必要とされている。そこで制度の趣旨からも該当者の申請漏れがないよう、あらかじめ世帯主に対し申請勧奨通知書を郵送するものである。このため、本人以外である市民窓口センター所管の住民基本台帳及び外国人登録から世帯情報等について収集し、及び目的外に利用する必要がある。

(3) 個人情報を本人以外から収集すること及び目的外に利用することに伴う本人 通知の省略について

今回の事務は通知対象者(新規該当者)が約15,000世帯であり,通知 すべき相手が多数であるため,通知する費用や事務量が過分に必要となり,本 市の事務処理の効率性が著しく損なわれるため、個別の通知は省略するものである。なお、本人以外から収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図る。

また,本人あての申請勧奨通知書には,本人以外からの個人情報収集及び目 的外利用について明記する。

- (4) 利用する個人情報の項目
  - ア 住民基本台帳 住所,氏名,生年月日,続柄,世帯主名,住民日
  - イ 外国人登録 居住地,氏名(本名,通称名),生年月日,続柄,世帯主名, 住民日,在留資格,在留期間
  - (5) コンピュータ処理について
    - ア 保健福祉総合システムの概要について

本格的な少子・高齢化社会の到来により、社会構造や生活様式も多様化し、 それに伴う様々な社会保障制度も大きく変革するとともに、保健福祉施策に 対する市民ニーズや個々の価値観も多様化している。このような中、年々増 加する事務を迅速かつ的確にサービス提供する必要から、コンピュータによ る保健福祉部内共通のシステム構築は不可欠であり、平成7年7月に保健福 祉部における各種業務処理のコンピュータ利用を認める藤沢市個人情報保護 制度運営審議会答申第41号を受け、平成7年から平成10年にかけて保健 福祉総合システムを構築し現在に至っている。

イ 子ども手当事務にかかるコンピュータ処理の必要性

この事務の実施にあたり、受給者及び対象児童について、住民基本台帳及び外国人登録原票からの情報が、また、本人から収集する情報として、振込先の口座情報が必要となるが、手当対象は現児童手当受給者を含め約37、000世帯となり、迅速かつ正確な事務処理が必要であること、現在児童手当については保健福祉総合システムにて管理しており、子ども手当との一体となった管理が必要であること、また、子ども手当のパッケージが保健福祉総合システムのサブシステムとしてベンダーから提供されることから、保健福祉総合システムによるコンピュータ処理が必要であると考える。

ウ 保健福祉総合システムに入力する決定情報

入力する項目:・住所,受給者氏名,対象児童氏名,対象児童生年月日

- ·申請日,決定日,決定事由
- ・支給額,支払金融機関情報,年金情報,電話番号 配偶者の有無,勤務先
- 寄付情報
- エ 安全対策及び日常的な処理体制

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークであり、外部との接続を行わないため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。システムへの入力については、操作者はID、パスワードを設定するとともに子育て支援課担当職員に限定する。また、入力したデータについては、子育て支援課以外は参照することができない。

## オ 電子申請について

(ア) コンピュータ処理の必要性について

この事務の実施にあたり、窓口を24時間365日インターネット上で展開することにより、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができることから、子ども手当に関する①認定請求書受付、②額改定請求書受付、③現況届受付について電子申請で受付する必要がある。

この電子申請を利用するにあたり、利用者は、システムに本人の利用者情報を登録するとともに、利用の都度、自治体ごとに制定した利用者規約に同意する。登録を行った利用者には、利用者 I Dが交付され、本人が指定したパスワードと併せログインすることで、システムを利用することが可能となる。

(4) 電子申請・届出システムで取扱う個人情報(申請書情報)について 電子申請で取扱う情報のうち,認定請求書受付については,受給者氏名, 住所,児童氏名及び生年月日,申請日,年金情報,電話番号,配偶者の有 無,勤務先,寄付情報,金融機関の口座情報及びメールアドレスとなる。 額改定請求書受付については,受給者氏名,住所,児童氏名及び生年月 日,申請日,年金情報,電話番号,配偶者の有無,勤務先,寄付情報,及 びメールアドレスとなる。

また,現況届受付については,受給者氏名,住所,児童氏名及び生年月日,申請日,認定番号,年金情報,寄付情報,電話番号,配偶者の有無,勤務先,金融機関の口座情報及びメールアドレスとなる。

- a 申請書情報は、各自治体ごとにデータベースに格納・管理する。
- b データベースに格納された申請書情報は、申請先の業務担当者以外は 参照・修正できない。
- c 業務の担当者は審査等にあたり,担当事務の申請書情報を取扱う。
- d システム利用者は、必要に応じ申請の審査状況等をシステムに照会で きる。
- (ウ) システムの安全性について

今回利用する電子申請・届出システムは、2009年12月10日付け

諮問第417号で諮問し、同日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第417号で承認された、神奈川県及び県内市町村で利用する電子自治体共同運営システムである。

## a 契約方法

システムを運営する次世代電子自治体推進企業コンソーシアム(代表事業者:日本電気株式会社 神奈川支社 支社長)と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用する。また、本市はシステムを運営する同コンソーシアムと個別の個人情報の取扱いに関する業務委託契約書を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督する。

## b ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイアウォール(F/W)等により十分に確保されている。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともに、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

# c 施設要件

国が定める「情報システム安全対策基準」を全て満たしており、具体的な施設への入退室の手順は次のとおり厳格に管理を実施する。①入室の事前申請、②作業決裁権者による承認、③施設警備員による写真付身分証の確認、④ワンタイムICカードの交付、⑤生体認証。

また, ラックの鍵は施設管理者が管理しており, 必要なときに必要な ラックのみにしか触れない管理を実施する。

## d 管理基準

プライバシーマーク及び I S M S に基づき「セキュリティ基本方針」「セキュリティ実施規程」を策定し、国が定める「情報システム安全対策基準」及び「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」に準拠した運用を実施する。

#### (6) 実施時期

平成22年4月予定。

## (7) 提出資料

ア 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案要綱 資料1

イ 保健福祉総合システム概略図資料 2ウ 子ども手当システムで取り扱うデータ一覧資料 3

資料4

エ 保健福祉総合システム機器構成図 (子育て支援課分)

#### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの 判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

手当の経過措置として、児童手当を受給している者、約22,000世帯については、申請免除となる予定であるが、新規該当者約15,000世帯については、新たに申請が必要とされている。そこで、実施機関では制度の趣旨からも該当者の申請漏れがないよう、あらかじめ世帯主に対し申請勧奨通知書を郵送するものとしている。このため、対象者が多数であり本人から収集することができないことにより、行政事務の執行上著しい支障が生じるおそれがあると認められるので、市民窓口センターの管理情報を利用することが必要であると認められる。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外から収集し、目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

今回の事務は通知対象者(新規該当者)が約15,000世帯であり,通知 すべき相手が多数であるため,通知する費用や事務量が過分に必要となり,本 市の事務処理の効率性が著しく損なわれる。なお,実施機関では本人以外から 収集すること及び目的外に利用することについては広報等で周知を図るととも に,本人あての申請勧奨通知書には,本人以外からの個人情報収集及び目的外 利用について明記するとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外から収集すること及び目的 外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア 子ども手当事務に係るコンピュータ処理について

(ア) コンピュータ処理を行う必要性について

この事務の実施にあたり、受給者及び対象児童について、住民基本台帳 及び外国人登録原票からの情報が、また、本人から収集する情報として、 振込先の口座情報が必要となるが、手当対象は現児童手当受給者を含め約 37,000世帯となり、迅速かつ正確な事務処理が必要であること、現在児童手当については保健福祉総合システムにて管理しており、子ども手当との一体となった管理が必要であることが認められる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

#### (イ) 安全対策について

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークであり、外部 との接続を行わないため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏 洩について防止している。

さらに、実施機関では、安全対策として次に掲げる措置を講じることとしている。システムへの入力については、操作者はID、パスワードを設定するとともに子育て支援課担当職員に限定する。また、入力したデータについては、子育て支援課以外は参照することができない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、子ども手当事務に係るコンピュータ処理を行 うことは適当であると認められる。

### イ 電子申請について

## (ア) コンピュータ処理を行う必要性について

この事務の実施にあたり、窓口を24時間365日インターネット上で展開することにより、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

## (イ) 安全対策について

今回利用する電子申請・届出システムは、2009年12月10日付け 諮問第417号で諮問し、同日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答 申第417号で承認された神奈川県及び県内市町村で利用する電子自治体 共同運営システムである。

#### a 契約方法

システムを運営する次世代電子自治体推進企業コンソーシアム(代表事業者:日本電気株式会社 神奈川支社 支社長)と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用する。また、本市はシステムを運営する同コンソーシアムと個別の個人情報の取扱いに関する業務委託契約書を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督する。

# b ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイアウォール(F/W)等により十分に確保されている。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともに、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

## c 施設要件

国が定める「情報システム安全対策基準」を全て満たしており、具体的な施設への入退室の手順は次のとおり厳格に管理を実施する。①入室の事前申請、②作業決裁権者による承認、③施設警備員による写真付身分証の確認、④ワンタイムICカードの交付、⑤生体認証。

また, ラックの鍵は施設管理者が管理しており, 必要なときに必要な ラックのみにしか触れない管理を実施する。

### d 管理基準

プライバシーマーク及びISMSに基づき「セキュリティ基本方針」「セキュリティ実施規程」を策定し、国が定める「情報システム安全対策基準」及び「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」に準拠した運用を実施する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、電子申請に係るコンピュータ処理を行うことは 適当であると認められる。

以 上